

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月15日（金）10時00分から10時45分

2. 開催場所 瀬戸内町役場 3階 会議室

3. 出席委員 （10人）

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	田中	勝弘
	2番	碩	悟
	3番	岡野	正郎
	5番	元	克美
	6番	豊田	孝一郎
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定について

第3 議案第26号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第27号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

報告第8号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用の調整について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 瀬川卓三

農地農政係長 徳田和正

主査 西田大五郎

7. 会議の概要

事務局

ご起立をお願いします。一同、礼。ご着席下さい。
ただ今から平成29年第9回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。
はじめに、堯会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

挨拶

事務局

本日は、委員全員出席でありますので、ご報告致します。本日の出席委員は10名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告致します。

それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は、堯会長にお願いしたいと思っております。

議 長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名することにご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議 長

それでは、議事録署名委員は、6番委員、7番委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程第2の会期については、本日1日限りと致したいと思います。ご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議 長

日程第3の議案第26号1の「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、2番委員より説明をお願いします。

2 番

議案第26号1「農地法第3条の規定による許可について」説明します。現地調査には、私と11番委員と事務局から1人が立ち会いました。

所在地、瀬戸内町大字節子字皆田120番1、畑622㎡、同じく字語仁屋川540番、畑712㎡、同じく字狩又1305番、畑1,163㎡、同じく字狩又1306番、畑796㎡、同じく字狩又1332番、畑171㎡、同じく字瀬武1387番、畑1,487㎡、同じく瀬武1405番、畑396㎡の7筆合計5,347㎡です。

譲渡人が〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏で、譲受人が瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏であります。理由は、売買によるもので、対価は〇〇万円です。経営規模等の詳細は以下のとおりであります。以上で説明を終わります。

議 長

只今、2番委員から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

賛成多数でございますので、議案第26号1は原案のとおり可決致しました。

議 長

同じく、日程第3の議案第26号の2「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、2番委員より説明をお願いします。

2 番

それでは、議案第26号の2「農地法第3条の規定による許可について」説明いたします。現地調査には、私と11番委員と事務局から1人が立ち会いました。譲渡人が瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏で、譲受人が瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏であります。理由は、贈与、受贈によるもので、対価はありません。経営規模等の詳細は以下のとおりであります。以上で説明を終わります。

議 長

只今、2番委員から説明が終わりました。これに基づいて審議を行いたいと思いますが。質問はございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

賛成多数でございますので、議案第26号の2は原案のとおり可決致しました。続きまして、日程第7の議案第23号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 27 号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」説明します。

整理番号 38 番、瀬戸内町大字網野子字内杉 602 番 3、畑、面積 1,571 m²の 1 筆、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は飼料で生産拡大を図るもので、賃貸借により存続期間は 5 年間であります。

整理番号 39 番、瀬戸内町大字於齊字セリ勝 1466 番 1、畑、面積 218 m²の 1 筆で、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は 5 年間で生産拡大を図るものです。

整理番号 40 番、瀬戸内町大字於齊字セリ勝 1467 番 2、畑、103 m²の 1 筆で、貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏で、対象作物は野菜類で使用貸借によるもので、存続期間は 5 年間の生産拡大を図るのです。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。これに基づいてご審議を行いたいと思います。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

賛成多数でございますので、議案第 23 号は原案のとおり可決致しました。

議 長

続きまして、報告第 8 号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用の調整について」事務局よりお願いします。

事務局

報告第 8 号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う土地利用の調整について」報告します。土地の表示、瀬戸内町大字嘉徳字金久 9 番 1、畑、196 m²（うち 4 m²）の 1 筆です。1. 事業者名、KDDI 株式会社 福岡エンジニアリングセンター 2. 事業名、瀬戸内嘉徳局無線基地局新設事業 3. 事業計画の概要、携帯電話無線基地局建設（コンクリート柱等） 4. 通知年月日、平成 29 年 8 月 29 日 5. 参考、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置については、農地法施行規則第 53 条 14 号の規定により、農地法第 5 条に基づく農地転用許可を要しないこととされている。このため、あらかじめ認定電気通信事業者は、地方農政局又は都道府県知事に対し、事業計画の説明を行い所要の調整を図ることとされている。以上で報告を終わります。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。これについては、報告で終わりたいと思います。

これより協議会に移りたいと思います。

事務局

- ・諸般の報告 別紙のとおり
- ・行事予定については、別紙のとおり
- ・その他

議 長

以上もちまして、第9回農業委員会総会を終了することに致します。

局 長

ご起立をお願いします。

一同礼

閉 会 10時45分

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成29年9月15日

署名委員

署名委員